農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令 和 4 年 1 月 24 日

五條市長太田好紀

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
五條市	宇智地区(三在町集落)	令和4年1月24日		

1 対象地区の現状

1)±	地区内の耕地面積	35.4	ha
27	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.3	ha
3 ±	地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.2	ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.2	ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
4)±	・ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0	ha

(備考)アンケート結果

- ・本地区においても、徐々に高齢化が進んでおり、農業後継者の目途がついていない農業者も全年齢で77%と多い。
- ・5年後において耕作を行っている農地については、耕作規模の現状維持(62%)か縮小、貸したい(17%)と考えている農業者が多数を占めている。
- ・今後の地元集落の農業の維持発展としての取組としては、圃場整備の実施(40%)・集落営農組織の設立(40%)・鳥獣被害防止策の実施(30%)・担い手に集約(23%)・集落外から担い手を確保(2%)が必要であると考えられている。

2 対象地区の課題

アンケート結果では、農地の拡大を希望する農業者は0%となっており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作地5. 2haは、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農組織等新たな中心経営体を確保しつつ、基盤整備事業を活用して作業性の良い農地整備を行い、農地中間管理事業で中心経営体への農地の集約化を図る

(参考) 中心経営体

屋	属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
7,23			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	計 2人			1.00 ha		1.00 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針

アンケート結果にて、農地を貸したい・引き続き貸したい方が21%おられることから、農地の出し手となる農業者の 意向を把握しながら、農地中間管理機構事業を活用し、中心となる経営体への農地の集積、集約化をめる。